

令和3年上尾市教育委員会6月定例会 会議録

- 1 日 時** 令和3年6月24日（木曜日）
開会 午後3時00分
閉会 午後3時41分
- 2 場 所** 上尾市役所 7階教育委員室
- 3 出席委員** 教育長 池野和己
教育長職務代理者 中野住衣
委員 大塚崇行
委員 内田みどり
委員 小池智司
委員 谷島大
- 4 出席職員** 教育総務部長 小林克哉
学校教育部長 瀧沢葉子
学校教育部参事 兼 学校教育部次長 関孝夫
教育総務部次長 清水千絵
学校教育部副参事 兼 学務課長 太田光登
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 瀧澤誠
教育総務部 教育総務課長 池田直隆
教育総務部 生涯学習課長 角田広高
教育総務部 図書館長 島田栄一
教育総務部 スポーツ振興課長 柳川忠明
学校教育部 学校保健課長 松木ヒロシ
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 小林正和
書記 教育総務課副主幹 上山英樹
教育総務課主査 田中輝夫
教育総務課主任 齋藤繭子
- 5 傍聴人** 13人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 5月定例会会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 議案の審議

議案第32号 上尾市社会教育委員の任命について

議案第33号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について

議案第34号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱について

議案第35号 上尾市学校施設更新計画実施計画の策定について（提案取下げ）

議案第36号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について

議案第37号 上尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について

日程第5 報告事項

報告事項1 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業について

報告事項2 児童生徒数、学級数及び教職員数について

報告事項3 令和3年度上尾市学校運営協議会（学校教職員）の指名について

報告事項4 令和3年5月 いじめに関する状況について

日程第6 今後の日程報告

日程第7 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(池野和己 教育長) ただ今から、令和3年上尾市教育委員6月定例会を開会いたします。本日、傍聴の申出はございますか。

(池田直隆 教育総務課長) 13人の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いいたします。

(池野和己 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(池野和己 教育長) それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

日程第2 5月定例会会議録の承認

(池野和己 教育長) それでは、「日程第2 5月定例会会議録の承認」についてでございます。5月定例会会議録につきましては、事前にお配りして、確認していただいておりますが、修正等がございましたらお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、大塚委員にご署名いただき、会議録とします。

日程第3 会議録署名委員の指名

(池野和己 教育長) 続いて、「日程第3 会議録署名委員の指名」を行います。本定例会の会議録署名委員は、内田委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(内田みどり 委員) はい。

日程第4 議案の審議

(池野和己 教育長) 続いて、「日程第4 議案の審議」でございますが、審議の前にお諮りいたします。本日、追加議案が1件ございます。「上尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」でございますが、この議案につきましては、議案第37号として追加し、審議を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

異議ないものと認め、この議案を第37号として追加をいたします。また、議案第35号の取下げについて、教育総務部長から説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第35号の取下げにつきましては、池田教育総務課長が説明申し上げます。

(池田直隆 教育総務課長) 「議案第35号 上尾市学校施設更新計画実施計画の策定について」でございます。本件につきましては、前回の会議でご協議をいただきまして、本日議案の審議として採決をいただく予定でございました。しかしながら本日9時30分から上尾市議会におきまして、上尾市学校施設更新計画基本計画に関する全員協議会が開催され、基本計画について説明及び質疑を行ってまいりました。全員協議会では、市議会議員の方から様々なご意見を頂戴いたしましたが、その中で、「実施計画の採決を行い、策定することを判断することは時期尚早である。」、「策定すべきではない。」、「慎重に審議すべきである。」という旨のご発言がございました。このご指摘を踏まえまして、本日の全員協議会での協議内容を教育委員の皆様にお伝えをして、実施計画の策定の審査を行うことが適切であると判断をいたしまして、議案第35号につきましては後日提出させていただきます。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ただいま説明がありました通り、議案第35号の取下げについて、これにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、議案第35号を取り下げます。それでは、議案の審議を行います。まず「議案第32号 上尾市社会教育委員の任命について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第32号につきましては、角田生涯学習課長が説明申し上げます。

○議案第32号 上尾市社会教育委員の任命について

(角田広高 生涯学習課長) 「議案第32号 上尾市社会教育委員の任命について」でございます。議案書の1ページをお願いいたします。上尾市社会教育委員に欠員が生じたため、社会教育法第15条第2項の規定により、その後任を任命したいので提案するものでございます。社会教育委員は、社会教育法第15条第1項及び上尾市社会教育委員に関する条例第1条第1項の規定により設置するもので、社会教育に関し教育委員会に助言するものでございます。新たに任命する2名の委員の任期は、いずれも令和4年6月30日まででございます。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。議案第32号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第32号 上尾市社会教育委員の任命について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第33号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第33号につきましては、角田生涯学習課長が説明申し上げます。

○議案第33号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について

(角田広高 生涯学習課長) 「議案第33号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について」でございます。議案書の2ページから4ページまでをお願いします。

上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の任期が今年の3月31日で満了したことに伴い、上尾市立人権教育集会所運営委員会規則第3条第2項の規定により、委嘱又は任命したいので提案するものがございます。人権教育集会所運営委員会は、上尾市立人権教育集会所条例第4条第1項の規定により設置するもので、教育委員会の諮問に応じ、集会所の運営に関する重要事項について審議するため、原市・畔吉の各集会所に置くものがございます。新たに委嘱又は任命する委員の任期は、いずれも令和5年3月31日まででございます。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。議案第33号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第33号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第34号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第34号につきましては、角田生涯学習課長が説明申し上げます。

○議案第34号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱について

(角田広高 生涯学習課長) 「議案第34号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱について」でございます。議案書の5ページをお願いいたします。

上尾市人権教育推進協議会委員に欠員が生じたため、上尾市人権教育推進協議会条例第3条第2項の規定により、その後任を委嘱したいので提案するものがございます。人権教育推進協議会は、上尾

市人権教育推進協議会条例第1条の規定により設置するもので、教育委員会の諮問に応じ、人権教育に関する市の基本的な計画の策定及びその変更等について協議するものでございます。新たに委嘱する委員の任期は、令和4年5月31日まででございます。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。議案第34号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第34号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第36号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」説明をお願いします。

(瀧沢葉子 学校教育部長) 議案第36号につきましては、瀧沢指導課長が説明申し上げます。

○議案第36号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について

(瀧沢誠 指導課長) 「議案第36号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」でございます。議案書7ページをお願いします。また、議案資料に上尾市情報公開・個人情報保護審査会からの答申書の写しを掲載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

はじめに、提案理由ですが、行政文書非公開決定処分に係る審査請求について、上尾市情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して裁決したいので、この案を提出するものでございます。なお、答申では、本件に係る行政文書非公開決定処分を「妥当である」としてあります。

次のページからが裁決書の案となっております。8ページをご覧ください。

中段の主文から順次ご説明いたします。主文は、「本件審査請求を棄却する。」というものです。

続いて「第1 事案の概要」です。審査請求人から令和2年5月29日に、2013（平成25）年9月市議会本会議で、当時の学校教育部長は秋山もえ議員の「夏休みの5日間削減について、ことし1月の教育委員会定例会において、非公開で協議されたのはなぜかを伺います。」という質問に対して、「上尾市教育委員会の会議の公開、非公開の扱いにつきましては、上尾市の定めている審議会等の会議の公開に関する指針ののっとり進めているところでございます。」と答弁した根拠となる文書・資料等の行政文書の公開請求がされました。

次に2ですが、担当した学務課は、請求のあった文書を「会議の公開又は非公開を判断する根拠となる文書」とは捉えておらず、「答弁そのものの根拠となる文書」と捉え、当該文書を保有していないことから本件処分を行い、審査請求人に通知しました。

次に3ですが、令和2年9月4日、審査請求人は、非公開の決定を取り消して、公開をすることを求めて審査請求を行いました。

次に4ですが、令和2年9月29日、この審査請求の事務を担当する審査庁である指導課は、処分

庁である学務課が作成した弁明書を審査請求人に送付するとともに、同年10月16日上尾市情報公開・個人情報保護審査会（この後は単に「審査会」といいます。）に弁明書の写しを添えて本件審査請求を諮問しました。

次に5ですが、令和3年6月10日、審査会は、学務課からの諮問書及び弁明書の写しの受理、審査請求人からの反論書及び口頭意見陳述申立書の受理、質問主意書の受理、審査請求人による口頭意見陳述の実施及び学務課長からの意見聴取を経て、本件の非公開決定を妥当とする答申をしました。

次に、「第2 審査請求人及び処分庁の主張」についてです。審査請求の趣旨は、次のようなものです。

上尾市議会で当時の学校教育部長が根拠を示したうえで答弁しているにもかかわらず、その答弁の根拠となる文書・資料を上尾市教育委員会事務局が保有していないはずはないので、文書不存在の非公開決定について、その取消しを求めるものである。

一方、担当した学務課は、請求文書については、条例第2条第2号イに規定する「一般の利用に供することを目的として管理しているもの」に該当し、条例が公開の対象とする行政文書には該当しないため、本件審査請求は棄却されるべきだと主張しております。

次に、「第3 裁決の理由」についてです。本件審査請求は、令和2年10月16日に審査会に諮問し、審査会で調査審議がされ、令和3年6月10日に答申を得ています。したがって、審査会の判断を裁決の理由とします。

審査会の判断は、次のとおりです。

1 上尾市情報公開条例の基本的な考え方として、当審査会は、行政文書の公開を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものとあります。

次に、2 情報公開の手続きに関し、条例第6条第1項では「行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない」と規定しており、その記載すべき事項として、同項第2号において、「行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項」と規定しております。

このことを踏まえ、3では、本件対象文書の特定の経緯として、審査請求人は、本件公開請求書において、「上尾市教育委員会の会議の公開、非公開の扱いにつきましては、上尾市の定めている審議会等の会議の公開に関する指針にのっとって進めている」という「講内答弁の根拠となる文書・資料等で上尾市教育委員会事務局として保有しているもの」を公開請求の対象文書としています。しかし、本件審査請求書においては、「答弁の根拠となる「指針」を上尾市教育委員会事務局は当然保有しているはず」と主張しており、本件公開請求の対象文書が「指針」であることを初めて、具体的に示しております。

実施機関は、弁明書において、請求のあった文書を「会議の公開又は非公開を判断する根拠となる文書」とは捉えておらず、「答弁そのものの根拠となる文書」と捉えていたと述べており、審査請求によって、請求文書が「指針」であることが明示されたことにより、請求文書が特定されたと主張しています。

このことについて、審査請求人は、本件公開請求では明示しなかった「指針」を審査請求書において明らかにしており、さらに、その後の反論書において、請求人が開示を求めたのは、「2013年当時の「指針」」であると主張しています。

また、反論書において、本件公開請求を行った理由として、教育委員会定例会の報告事項において、「教育委員会の会議の公開・非公開の基準について」の根拠が「指針」ではないことが明白になった

ことから、「2013年9月議会での講内答弁」について教育委員会がどう対応しているのかを知るためであったと主張しました。

さらに、反論書の最後において「一刻も早く備考欄に講内答弁は誤りであったことを申し添えます」と記述した処分通知書を請求人に手交して頂くよう望むものです。そうした対応をしていただくのであれば、請求人はこの件についてはこれ以上の審査請求を望むものではありませんと主張しております。

次に、4の「指針」についてです。実施機関は「指針」の保有は認めていますが、条例第2条第2号イに規定する「一般の利用に供することを目的として管理しているもの」として、情報公開の対象文書ではないと主張しておりますが、審査請求人が求めている「2013年当時の「指針」」は2019年（令和元年）に改正されております。2013年当時のものと現行のものがどのように改正されているかは、現行のものを閲覧しただけでは判断できず、例え審査請求人が問題にしている部分が2013年当時のものと現行のものと同様であったとしても、公開を求めている文書は、2013年当時のものであって、改正後の現行の「指針」とは異なる文書でございます。

また、「2013年当時の「指針」」は、上尾市例規集（業務用）で実施機関において閲覧及び印刷が可能ですが、市民が閲覧できるWeb版の上尾市例規集では、「2013年当時の「指針」」は閲覧できません。

よって、「2013年当時の「指針」」は、条例第2条第2号イに規定する「一般の利用に供することを目的として管理しているもの」には該当しないと判断されております。

5の 本件対象文書の特定の妥当性についてです。実施機関は、本件対象文書を「答弁そのものの根拠となる文書」として、答弁作成に当たった基礎資料を特定したが、本件公開請求書の記載内容からすれば、実施機関がこのように特定したことについて不当であるとはいえないとあります。

審査請求人による本件公開請求の対象となる文書は「2013年当時の「指針」」であったことが本件審査請求の手続きの中で明らかになったが、そもそも公開請求書において、当初から、情報公開の対象文書が「2013年当時の「指針」」であることを明記することで、実施機関において、審査請求人の求める対象文書を客観的に特定することが可能であったと考えられるとあります。

さらに、審査請求人が、公開請求するに際して行政文書の名称を示すことが可能であったにもかかわらず、示さない行為は、文書の特定に支障を来すものであり、望ましい行為ではないと判断されました。

最後に、6の審査請求人のその他の主張についてです。審査請求人は、上記内容のほか、議会答弁は誤りであった旨を記述した処分通知書の手交を望むとのことであるが、本件審査請求の争点である本件対象文書の存否とは直接関係ないため、当審査会においては言及しないと判断されました。

「第4 結論」です。よって、上尾市教育委員会は、審査会の答申を尊重して、主文のとおり裁決するものです。説明は、以上でございます。

（池野和己 教育長）ありがとうございました。議案第36号について説明をいただきました。質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

（大塚崇行 委員）文書の中で、一般の利用に供することを目的として管理しているものとあり、これらの文書は公開対象としないとありますが、このことについて説明をお願いします。

（池田直隆 教育総務課長）上尾市情報公開条例において規定しているところでございますが、他にも官報や新聞などは市が実際に保有している文書でも市が保有する行政文書とはせず、これらを公開対

象としないという規定がございます。同じように、一般の人が容易に見られるようなものについては行政文書ではないという規定を置いております。通常、法令や条例規則は、改正すると溶け込み方式という形で、新しい形に直されており、誰でも容易にWeb上で見られるものは、その時点で改正された後の形の状態のものとなっております。今回特定された行政文書については、2013年時点の過去の例規集に掲載されていた内容ということで、市民の方が容易に見られないものであるために、請求があれば公開をする対象となる行政文書に当たるという判断がなされています。

(大塚崇行 委員) 市民が容易にWebなどで見られるものは、この情報公開制度の対象でないということがわかりました。

また、情報公開に対する全体的な意見となりますが、今回のこの議案の中でも記されている上尾市情報公開条例の中で基本的な考え方として、市民の知る権利を尊重するということとがあり、常々私もそのような部分を尊重していかなければならないと考えております。私ども教育委員のこの場での発言というのは、傍聴人の方々にも直接聞いていただいていることですし、例え傍聴人に対して非公開とした場合でも、公開できる部分については、議事録ではしっかり残して市民の皆様方に公開しているというところでありますので、やはり私どもも包み隠さず全てをさらけ出しているつもりであり、そういった立場としてこの場に臨んでおります。本日予定されていた「上尾市学校施設更新計画実施計画」の策定に関する審議ができなくなったということがありますが、今後も様々な形で情報について積極的に公開していただき、市民の方と行政とが一体となって、今後の問題に対応していただきたいと思いますので、ぜひよろしく申し上げます。

(池田直隆 教育総務課長) ただいま学校施設更新計画のお話もいただきましたが、これから各エリアでの検討協議会を立ち上げて会議を進めていくわけですが、全員協議会の中で市議会議員の皆様からも、その会議録については公開してほしいというご意見をいただいております。教育委員会として答弁させていただいたのは、作成した会議録については、ホームページ上で公開していくという説明をしておりますので、全てを公開して、透明性を高めて議論を進めていきたいと考えております。

(池野和己 教育長) 他にはよろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第36号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第37号 上尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(瀧沢葉子 学校教育部長) 議案第37号につきましては、瀧沢教育センター所長が説明申し上げます。

○議案第37号 上尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について

(瀧澤誠 教育センター所長) 「議案第37号 上尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」でございます。追加の議案書の1ページから2ページまでをお願いいたします。

こちらは、上尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命を行うため、上尾市就学支援委員会条例第3条第2項の規定により、提案するものでございます。

委員につきましては、委嘱を行います1号委員、2号委員及び4号委員が計9名で、任命を行います3号委員及び5号委員が計12名、合計21名となっております。任期は2年です。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。議案第37号について説明をいただきました。質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

(中野住衣 教育長職務代理者) 5号委員について、校長以外の教諭から6名が案として出ていますが、この方々は特別支援学級や通級指導教室の担任を受け持っているのか伺います。

(瀧澤誠 教育センター所長) 6名とも皆、特別支援学級や通級指導教室を受け持った教諭となっております。

(中野住衣 教育長職務代理者) そのうち、通級指導教室を担当している方は何名でしょうか。

(瀧澤誠 教育センター所長) 2名です。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第37号 上尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。

日程第5 報告事項

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第5 報告事項」です。本日は4件の報告事項がございます。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 「報告事項1」につきましては、柳川スポーツ振興課長よりご説明申し上げます。

○報告事項1 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業について

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 「報告事項1 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業について」、三点ご報告いたします。報告事項1ページをお願いいたします。

まず、一点目の「聖火リレー事業」ですが、今年3月25日に福島県をスタートした聖火リレーですが、埼玉県は46番目の県として7月6日から8日の3日間で行われます。上尾市と桶川市は埼玉県3日目の第6区間として、桶川市の中山道パーキングから北上尾駅交差点入口までの約2.2キロメートルを11人の聖火ランナーが走ります。なお、当日はゴール地点イベントとして、午後5時から6時まで、北上尾駅東口ドラッグストアの駐車場で、ゲストトークや上尾高校吹奏楽部による演奏を予定していますが、現在、開催時間を短縮する方向で検討しております。聖火リレーの実施につきましては、埼玉県が6月22日（火）に、まん延防止等重点措置の区域以外でのリレーや式典は予定どおり実施する方針を示したため、本市においても予定どおり実施するものです。ただし、県は今後の感染状況を注視したうえで、本番1週間前の6月29日に改めて組織委員会に最終判断を報告するとしています。

二点目の「ホストタウン事業」につきましては、柔道オーストラリアチームの事前キャンプ受入れを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況及び日本人選手との練習が確保できないといった理由により、オーストラリア側からキャンプ中止の通知を受けまして、事前キャンプ受入れの中止を決定いたしました。

三点目の「パブリックビューイング事業」につきましては、大会期間中、上尾市文化センターを会場に実施を予定しておりましたが、屋内施設での開催であることから新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考慮し中止を決定いたしました。説明は以上でございます。

（瀧澤葉子 学校教育部長）「報告事項2」につきましては、太田学務課長より、「報告事項3」及び「報告事項4」につきましては、瀧澤指導課長よりご説明申し上げます。

○報告事項2 児童生徒数、学級数及び教職員数について

（太田光登 学務課長）「報告事項2 児童生徒数、学級数及び教職員数について」ご報告いたします。報告事項2ページから4ページをお願いいたします。

本資料は、5月1日現在の学校基本調査に基づきまして作成いたしました。はじめに3ページの児童生徒数ですが、小学校児童数11,034人、中学校生徒数5,705人、合計16,739人です。昨年度に比べ、小学校が36人の減少、中学校が9人の減少、合計で45人の減少となりました。

続いて、学級数ですが、小学校394学級、中学校182学級、合計576学級です。昨年度に比べ、小学校が6学級の減少、中学校が1学級の減少、合計で7学級の減少となりました。

続きまして4ページの教職員数について、本務者数ですが、小学校が629人、中学校が370人、合計999人となり、昨年度に比べ、小学校が13人減少、中学校が6人減少、合計で19人減少しました。説明は以上でございます。

○報告事項3 令和3年度上尾市学校運営協議会（学校教職員）の指名について

（瀧澤誠 指導課長）「報告事項3 令和3年度上尾市学校運営協議会（学校教職員）の指名について」ご報告いたします。報告事項5ページをお願いいたします。別冊の資料も併せてご覧ください。こちらは、上尾市学校運営協議会規則第7条に基づき、各小中学校長から所属教職員の委員としての推薦を受けまして、教育長が指名するものでございます。報告事項3の説明は以上でございます。

○報告事項4 令和3年5月 いじめに関する状況について

（瀧澤誠 指導課長）「報告事項4 令和3年5月 いじめに関する状況について」ご報告いたします。7ページをお願いいたします。令和3年5月の状況としまして、小学校では、認知件数が44件で、

解消報告件数が36件です。8ページをご覧ください。中学校では認知件数が16件で、解消報告件数が6件です。いじめの解消件数につきましては、4月は年度替わりであることから5月の連休明けも含めて子供の状況をしっかりと確認した上で判断をしたいという学校の意向もあって少なかったのですが、5月になりまして、各学校での解消確認の件数も上がってきております。説明は以上でございます。

(瀧沢葉子 学校教育部長) 報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。報告事項について説明をいただきました。委員の皆様の方で質問、ご意見等ありましたらお願いたします。

(小池智司 委員) 報告事項1について、市の独自イベントとして、ゲストトークや上尾高校吹奏楽部による演奏を予定しているとありましたが、このイベントに一般市民の参加はあるのか伺います。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 一般の方を対象に公募し、43組81名の方に観覧をいただくこととなっております。

(小池智司 委員) 県におけるまん延防止等重点措置等により、さいたま市や川口市では公道のリレーを取りやめ、代替措置を検討している状況であり、セレブレーションイベントも同様の状況ですので、上尾市としても開催するにあっては、感染拡大について重点的に考えていただき、どのように感染防止をするかということをよく検討していただいた中で行っていかねばいけないと思います。このような時期ですので、人が集まるイベントというのは考えづらいかなと私自身は個人的には思っていますが、もしやるのであれば、そのことをよく考えていただいて、実施をしていただければと思います。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 国が示しているガイドラインにのっとり、感染症拡大防止対策を講じた上で実施の予定をしております。また、県の最終判断によりまして、もし県全体として中止ということであれば、こちらのイベントについても中止としていくということでございます。

(内田みどり 委員) 同じく報告事項1について、公道にはすでに立て看板で聖火リレーが行われることが周知され、人が集まることによる感染症感染拡大が心配される場所ですが、例えばライブ動画のWeb公開などがあれば、そこに参加せずにぜひライブ映像を見ていただきたいというように思います。映像配信が予定されているのか、また、そのことを市民の方に伝えているのか伺います。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 動画配信は行いますので、このことについては、ホームページや広報あげおを通じて市民の方にお知らせしております。また、公道については、上尾市の区間約1.2キロメートルの距離を約10メートル間隔で、有資格の警備員や警察官、市民ボランティアの方を含めまして約420名体制で沿道警備にあたり、密にならないような形で市民の方を誘導したいと考えております。

(中野住衣 教育長職務代理者) 先ほど市の独自イベントに対して公募を行うと説明がありましたが、この募集方法はどのような形で行うのでしょうか。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 5月中に募集を行い、すでに参加予定者が決定している状況です。

(中野住衣 教育長職務代理者) イベントが仮に中止になった場合にはどのような形で参加予定者に周知を行うのでしょうか。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 県の判断が29日にありますので、中止の場合には、直接ご連絡して周知して参ります。

(中野住衣 教育長職務代理者) 人流の増加によって、感染拡大が止まらない中で、人が集まることは極力抑えるべきだと考えますのでよろしくお願いします。

(大塚崇行 委員) 報告事項2の児童生徒数について伺います。45名の減少ということでしたが、前の年は150名の減少、その前の年は303名の減少、それ以前も過去5年間は300名以上の減少がありましたので、ここ数年は下げ止まっているという印象を受けますが、このことについて、事務局で捉えているところを伺います。

(太田光登 学務課長) 各校ごとの人数で見えていきますと、今泉小学校で38名の増加、鴨川小学校で22名の増加、平方東小学校で27名の増加とこれらの地域での宅地開発が進んでいることが原因であると考えております。

(大塚崇行 委員) 人口が減っていくなかで児童も減っていくという傾向にあるかと思いますが、これらの地域では流入人口が増えているということですね。わかりました。ありがとうございます。

(池野和己 教育長) 他にはよろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(池野和己 教育長) ありがとうございました。報告についての質問、ご意見は以上で終了とさせていただきます。

日程第6 今後の日程報告

(池野和己 教育長) それでは続きまして「日程第6 今後の日程報告」をお願いします。

(池田直隆 教育総務課長) 次回の定例会でございますが、7月21日水曜日、9時から教育委員室での開催となります。また、終了後に総合教育会議の開催を予定してございます。報告は以上でございます。

(池野和己 教育長) 教育委員の当面の日程について説明がありましたが、これについて何か質問はありますでしょうか。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

日程第7 閉会の宣告

(池野和己 教育長) それでは、以上で本日予定されておりました日程はすべて終了いたしました。これもちまして、上尾市教育委員会6月定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

令和3年7月21日 署名委員 内田 みどり